

## 令和4年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

■日時: 令和5年1月23日(月) 15:00~15:43

■開催方法: 香川県庁本館 21階特別会議室

■出席者: 「出席者名簿」のとおり

### ■次第

- 1 開会
- 2 会長(知事)挨拶
- 3 議題

香川県広域水道企業団議会への提出議案等について

#### (1) 予算関連

##### ○ 予算議案

- ・ 令和4年度水道事業会計補正予算議案
- ・ 令和4年度工業用水道事業会計補正予算議案
- ・ 令和5年度水道事業会計予算議案
- ・ 令和5年度工業用水道事業会計予算議案

##### ○ 香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例議案

##### ○ 料金統一化、基本計画関係スケジュール

#### (2) その他条例議案

##### ○ 条例改正

(香川県広域水道企業団個人情報保護条例議案 ほか)

#### 4 閉会

### ■配付資料

(資料1) 令和5年2月香川県広域水道企業団議会定例会について

(資料2) 令和5年2月議案の概要

(資料3) 令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算参考資料

(資料4) 料金統一化、基本計画関係スケジュール

(資料5) 令和5年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案(案)

(資料6) 令和4年度補正予算説明書

(資料7) 令和5年度当初予算説明書

■議事

●司会開会

●会長挨拶

●司会議長について

●議長

- ・本日の議題のうち、まず、議題の「(1) 予算関連」について、事務局から説明してください。

●事務局

- ・議題の「香川県広域水道企業団議会への提出議案等について」を御説明いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

企業団議会につきましては、「香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例」に基づき、年2回定例会を開催することとされており、今年度第2回目の企業団議会定例会を来月2日の午後1時30分から、香川県庁本館21階特別会議室を議場として開催する予定としております。

当日の議事としては、企業長提出議案として、予算議案4議案、予算外議案4議案を予定しており、議案の主な内容について、資料2「議案の概要」等により御説明させていただきます。

- ・1ページをお開き願います。

まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。

第1号は水道事業会計、第2号は工業用水道事業会計の令和4年度補正予算、第3号、第4号は両会計の令和5年度当初予算議案でございます。

- ・3ページをお開き願います。

「令和4年度補正予算の概要及び令和5年度当初予算の概要」についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、令和5年度の給水戸数は前年度当初から5万7,000戸の増となっておりますが、これは、事業体により異なっていた

算出方法を令和3年度決算から調定戸数に統一したことによるものであり、実質的には微減と見込まれます。

給水人口、給水量、有収水量は、おおむね前年度から微減であります。

また、有収率は、水道メーターの検針サイクル統一の影響を除けば、直近2年間の実績値が88%前半で推移しており、これも踏まえてほぼ同水準としております。

- ・ 4ページをお開き願います。

2の予算見積、(1)概況についてであります。

表の中段、収益的収支の収支差引は、消費税込みで、4年度2月補正後6億円余の黒字、5年度当初8億円余の黒字となっております。

このうち、給水収益は、4年度は211億円余、5年度は214億円余を見込んでおります。

なお、収支差引を税抜額で示しますと、収益的収支差引の行の上段のカッコ内のおり、4年度は6,000万円余の黒字、5年度は9,000万円余の黒字となります。

税込み、税抜きでかなりの差が生じますが、これは、主に税込みでは給水収益(料金)に係る預かり消費税が反映されることに起因したものです。

このため、経営成績をより客観的に示すのは税抜きです。

税抜きではかろうじて黒字であり、後程御説明する個々の事業体の状況も鑑みると、かなり厳しい状況と認識しています。

また、表の中で補正後比と当初比の列をそれぞれ破線と二重線で囲っており、下側の5ページの主な増減理由の部分と対照させています。

- ・ 主な増減理由につきまして、5ページに記載のとおり、二つ目の●、破線の四角枠で囲っております4年度2月補正後につきましては、支出のうち営業費用の動力費について、電力料金の値上げに伴い1億3,200万円を、湧水対策費について予備水源の取水費用等のため7,400万円を追加計上いたしております。

また、一つ目の●、二重線の四角枠で囲っております、5年度当初では、収益的収支の収入にありますように、給水収益につきまして、人口減少等の影響により3億6,900万円減少しております。

なお、土庄事業体において、この4月から20%の料金改定を実施いたします。

また、支出では、4年度と同様に、営業費用の動力費について、電力料金の値上げに伴い2億7,900万円増加いたしております。

- ・4ページに戻っていただきまして、次に、資本的収支の支出についてです。そのうち、支出、建設改良費は、4年度2月補正後は140億円余、5年度当初は146億円余でございまして、これらの財源のうち、企業債は4年度2月補正後37億円余、5年度当初46億円余、また、国庫補助金は4年度2月補正後9億円余、5年度当初12億円余を予定しております。

なお、資本的収支の不足額は、表、最下段の収支差引のとおり、4年度2月補正後117億円余、5年度当初112億円余であり、いずれも表の下の※のとおり、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

- ・再び、5ページの主な増減理由を御覧ください。

二つ目の●、破線の四角枠で囲っております4年度2月補正後の資本的収支、そのうち支出にありますように、建設改良費の工事請負費が13億7,000万円減少することなどにより、建設改良費全体で14億6,500万円減少しております。

また、一つ目の●、二重線の四角枠で囲っております5年度当初予算の資本的収支の支出にありますように、建設改良費の工事請負費が12億1,300万円減少することなどにより、建設改良費全体で9億3,000万円減少しております。

- ・6ページをお開き願います。

(2)の財務についてでございます。表の下の(注)に記載のとおり、香川県水道広域化基本計画における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5程度といたしておりますが、企業団全体での5年度末の見込みは、企業債残高の比率が2.84倍、内部留保資金の比率が0.93倍となっております。

- ・恐れ入りますが、ここで、別葉の資料3「令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算参考資料」で御説明させていただきます。

お開き願います。1 ページでございます。

まず、令和5年度当初予算の各事業体の状況でございます。太枠で囲っております損益の部分についてです。

先ほど御説明したとおり、企業団全体では税抜きで9,300万円の黒字でございますが、右に移っていただき、2ページにかけまして、各事業体ごとの損益を示しております。御覧のとおり、かなりの事業体(8事業体)が赤字となっております。

企業団全体では、かろうじて黒字ですが、厳しい事業体が増えている状況が見て取れます。

なお、琴平事業体は、2ページの中ほどになりますが、財務の内部留保資金がマイナスになっており、予算上、資金ショート状態であり、また、先行きも厳しい見通しであることから、具体的な財源確保対策について、琴平町と協議中です。

- ・ 3ページをお開き願います。

4年度2月補正後の状況でございますが、5年度当初予算とほぼ同じ状況でございます。

- ・ 恐れ入りますが、資料2「議案の概要」にお戻りいただけたらと思います。

7ページでございます。

3の主要施設整備事業、(1)の概況についてであります。

主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、4年度2月補正後が129億円余、5年度当初134億円余であり、主な内容は、表の下の(注1)から3までに記載しておりますとおり、管路の新設や更新を始め、浄水施設や送水施設の更新等を予定いたしております。

また、これらの財源には、国庫補助金、企業債、自己財源等を充てることとしており、国庫補助金のうち、交付金(生活基盤施設耐震化等交付金)につきましても、国の採択率を、現在の状況を踏まえて100%と見込んで算定しております。

- ・ 8ページをお開き願います。

(2)で主な施行計画を記載してございます。

まず、①の広域水道施設整備事業につきましては、東讃ブロックの東讃地区広域監視シ

ステム設置工事、小豆ブロックの肥土山浄水場更新工事、高松ブロックの東部浅野線導水管新設工等、広域的な水融通を円滑に行うために必要な施設の整備等を実施するものでございます。

- ・次に、9 ページを御覧ください。

②の経年施設更新整備事業につきましては、更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮して実施するものでございまして、ここでは、12 ページにかけまして、5,000 万円以上の工事について記載いたしております。

なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

- ・12 ページをお開き願います。

③のその他建設改良事業につきましては、管路等支障移転として 11 億 3,700 万円余を計上しており、道路、下水道の工事施工に伴い支障となる管路を移転するものでございます。

- ・次に 13 ページを御覧ください。

工事に伴う負担金でございますが、香川用水施設緊急対策事業につきましては、水資源機構が行う香川用水高瀬支線水路等の老朽化・耐震化対策に係る費用負担を行うものです。

なお、水資源機構は、当事業の残区間等を後発事業として考えておりますが、相当の事業費となることも想定され、場合によっては、令和 10 年度以降の企業団財政、ひいては統一料金への影響が懸念されます。

このため、企業団としましては、県内の水道用水における香川用水の重要性に鑑み、円滑な執行が図られるよう、今後、構成団体との情報共有に努め、ご意見を踏まえて、水資源機構や県等、関係機関との協議を行ってまいります。

五名ダム再開発事業負担金につきましては、異常渇水時における香川用水調整池（宝山湖）からの水道用水供給を延命することを目的に、1.4 万立方メートルの新たな渇水対策容量を五名ダム再開発の計画見直しに合わせて、新たに位置付けることとしたものであり、これに伴い発生する企業団の負担金を計上するものであります。

五名ダム全体事業費、275 億円の 0.33%、約 9,000 万円余を事業期間全体で企業団が負担することとなりますが、令和 5 年度の負担金としましては 500 万円余、このうち 170 万円を県費補助として見込んでいます。

- 14 ページをお開き願います。

4 の危機管理対策でございますが、各災害区分においてハード、ソフト両面で対策を進めてまいります。

まず、共通対策として、ハード面で緊急導水管路の整備、ソフト面では、水質検査体制について県内西地区の水質検査室の設置場所の検討を次期施設整備計画の精査の中で進めてまいります。

危機管理体制の整備・拡充のうち、応急給水体制につきましては、大規模災害発生時には、企業団が応急給水所までの水道水運搬を担うこととなりますが、応急給水所の運営につきましては、市町や自主防災組織の協力が必要不可欠であると考えておりますので、体制の構築等に向けた検討に当たっては、引き続き御協力をお願いします。

また、渇水対策として、ハード面で五名ダム再開発事業において渇水対策容量の確保を図るための費用負担を行うほか、ソフト面で水資源の有効活用の検討を、地震対策として、ハード面で基幹管路や浄水場施設等の耐震化を進めてまいります。

さらに、風水害対策として、ハード面で非常用発電機の更新整備、及び浸水想定区域内の水道施設の浸水対策を漏水対策として、ソフト面で、計画的な漏水調査の実施により、有収率の向上を図ってまいります。

なお、渇水対策については、先ほどの企業長挨拶のとおり、今後の水事情に応じて、県や市町と緊密に連携して早め早めの対策を講じてまいります。

- 15 ページを御覧ください。

5 の基本計画関係のうち、統一料金検討につきましては、令和 10 年度の統一料金に向け、段階的に検討を進めてまいります。

また、次期施設整備計画の策定につきましては、料金統一に向けてのスケジュールと整合性を取りつつ、次期施設整備計画の策定や現施設整備計画の見直しを行い、水道事業

変更認可に向けた諸準備を進めるものでございます。

後程、今後のスケジュールについて御説明いたします。

- ・次に6の債務負担行為のうち主なものでございます。

令和4年度2月補正で浅野浄水場普通沈殿池築造工事及びその関連工事について追加するものでございまして、3年度に契約し、4年度までを工期としておりましたが、今年度の香川用水の取水制限に伴い工期を延長するとともに、地質調査の結果を踏まえて工事費の増額を行うものです。

また、関連する機械設備工事及び電気工事についても築造工事にあわせて同様の工期延長を行うものでございます。

水道事業については、以上でございます。

- ・次に、17ページからは工業用水道事業会計についてでございます。

1の業務量につきましては、令和5年度の給水事業所数は、42事業所で、2事業所の増、また、年間給水量は2,000万立方メートル余で、前年度から微増を見込んでおります。

- ・18ページをお開き願います。

2の予算見積、(1)概況についてであります。

まず、表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、4年度2月補正後が7,100万円の黒字、5年度当初が8,400万円の黒字となっております。

このうち給水収益は、4年度2月補正後が7億5,800万円、5年度当初が7億5,500万円を見込んでおります。

次に、資本的収支の支出、建設改良費は、4年度2月補正後が4億7,000万円、5年度当初が1億8,700万円でございます。

なお、資本的収支の不足額は、4年度2月補正後が4億9,300万円、5年度当初が2億9,900万円であり、表の下の※のとおり、いずれも損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

参考までに、水道事業と同様に、収支差引を税抜き額で示しますと、収益的収支差引の行の上段のカッコ内のとおりとなっております。



- 20 ページをお開き願います。

3 の主要施設整備事業、(1)概況についてであります。

主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、4年度2月補正後が4億5,500万円、5年度当初が1億7,100万円。主な財源は企業債、国庫補助金、自己財源を充てることとしております。

- 21 ページを御覧ください。

(2)の主な施行計画でございますが、①経年施設更新整備事業として、綾川浄水系配水幹線配水管更新工事を予定しておりますほか、②のその他建設改良事業として、独立行政法人水資源機構が行う香川用水施設緊急対策事業に対して、水道事業と合わせて費用負担を行うものでございます。

4の危機管理対策として、ハード面で配水幹線等区間における配水管路や浄水場施設等の更新・耐震化を進めるとともに浄水場等の停電対策を行うこととしております。

予算議案の概要につきましては以上でございます。

引き続き、予算外議案のうち「水道事業等審議会条例議案」について説明いたします。

- 22 ページをお開き願います。

第5号議案の「香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例議案」は、料金の見直しの検討その他香川県広域水道企業団が取り組む諸課題について諮問することを可能とすることにより、水道事業の経営等について、その円滑な実施を図ることを目的として、企業長の当該諮問に応じ調査審議を行う附属機関として香川県広域水道企業団水道事業等審議会を設置するため、この条例を制定するものでございます。

主な制定内容といたしましては、審議会は、委員10人以内で組織すること等でございます。

施行期日は、令和5年4月1日としています。

- 引き続き、「料金統一化、基本計画関係スケジュール」について説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料4、「料金統一化、基本計画関係スケジュール」を御覧ください。

料金統一化につきましては、「香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例」の施行を受けて、令和5年度には、「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」を設置し、「料金統一のあり方」を諮問いたします。

令和5年度中は、計3回程度の会議を予定しています。

令和6年度にかけまして、統一料金基本方針(案)策定に向けて、運営協議会や企業団議会の御意見を伺いながら、審議を進めてまいります。

その後は、令和8年度・秋の企業団議会における条例提案に向けて、手順を踏んで進めてまいります。

施設整備計画、財政収支見通しについては、料金統一化スケジュールと整合性をとって、一体的に検討いたします。

また、今回の予算や昨年の基本計画ローリングを踏まえると、厳しい見通しの事業体はいくつかあり、企業団全体としても施設整備計画の財源確保が重要な課題となっていることから、令和6年度には、各事業体の令和9年度までの施設整備計画の見直しを行うとともに財源確保のあり方も整理するなど、施設整備の推進と2指標の達成に向けた令和9年度までの見通しを立てることとしております。

このように、令和6年度は節目の年となります。

なお、厳しい見通しの事業体については、当該市町に適宜情報提供し、その都度協議させていただきます。

令和7年度には、次期施設整備計画及び財政収支見通しを策定するとともに、国に水道事業変更認可申請を行います。

なお、表の下の(注)に記載のとおり、料金統一化の重要性に鑑みると、市町議会への情報提供も必要と考えており、各市町選出の企業団議員とも協議の上、取り組んでまいります。

予算関連につきましては、以上でございます。

(質疑応答)

●議長

- ・ただいま、事務局から説明のありました内容につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(意見なし)

では、御意見等も無いようですので、議題の「(1) 予算関連」については、以上といたします。

- ・次に、議題の「(2) その他条例議案」について、事務局から説明してください。

#### ●事務局

- ・ここからは、予算外議案のうち、先ほど予算関連の中であわせて御説明申し上げた「水道事業等審議会条例議案」以外の条例議案について御説明させていただきます。

資料2、「議案の概要」の22ページにお戻りください。

まず、第6号議案「香川県広域水道企業団個人情報保護条例議案」でございます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、同法において、個人情報の保護に関する全国的な共通ルールが定められたことに伴い、同法で定める規定と重複するものについて削除し、同法において条例に委任された事項を定める法施行条例に改める等のため、「香川県広域水道企業団個人情報保護条例」の全部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、手数料について定めること、香川県広域水道企業団個人情報保護審議会等に関する規定の改廃を行うこと等でございます。

施行期日は、令和5年4月1日としています。

- ・23ページを御覧下さい。

第7号議案「香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案」でございます。

国家公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、当該定年を基準として定めるものとされる香川県広域水道企業団の職員の定年を段階的に引き上げるため、並びに地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等のため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、職員の定年について、「年齢 60 年」を「年齢 65 年」に段階的に引き上げることでございます。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日としています。

- ・第 8 号議案の「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」は、「特別職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたことを考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。

施行期日は、令和 4 年 12 月に支給する期末手当に係る改正は同年 12 月 1 日から適用することとし、その他の改正は令和 5 年 4 月 1 日としています。

条例議案につきましては、以上でございます。

(質疑応答)

#### ●議長

- ・ただいま、事務局から説明のありました内容につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(意見なし)

では、御意見等も無いようですので、議題の「(2) その他条例議案」については、以上といたします。

- ・本日の議事は以上ですが、ほかに企業団の事務に関する事で、何か御発言はありますか。

#### ●委員

- ・今日の議題でいただいております資料 4 「料金統一化、基本計画関係スケジュール」について、お願いをしたいと思っております。

令和 10 年を目標に統一料金がいよいよスタートするわけで、かなり先のことのように思うのですが、最終段階が近づいてくると必ず異論が出てくると考えております。

特に、現行よりも料金が下がる場所については、あまり問題はないのですが、たぶんそういうわけにはいかない。現在の料金体系よりも上がる場所が必ず出てくるの

だろうと思います。

そして、必要な料金の値上げについては、十分審査の中で、統一料金の在り方を検討されるということで、それはそれでよしとするのですが、少し心配しますのは、折角広域でやって、広域でやったけれども料金が上がってしまったという理由があるのだろうと思います。

今それぞれの料金が、本当に適正な料金かどうかというのは、色々議論があって、単独でやった場合には、少し料金が安くて、持続可能な料金になっていない。そういったところもあるのだろうと思うのですが、各個別団体がそれぞれの議会で説明する時に上がるということになると、色々な議論が予測されますので、審議会の中でもそうでしょうし、できるだけ早めに、そうしてお互い議論を深めながら10年の時に切羽詰まって、ギリギリになって、色々な混乱が起こらないように。そのようなお気持ちでやられていると思うのですが、上がるには上がる理由があると思いますので、その理由ができるだけ合理的な理由というものを、お互いが知恵を出し合って、折角日本でも早くからこういう統一をやっていますので、全国の見本になるように、そういう風な令和10年を迎えたいと思います。

是非とも我々も、私も協力したいと思っていますので、今日おいでの皆さんもそれぞれの事情があると思うのですが、そういう事情を乗り越えて、共に令和10年を迎えるということをお願いするということで、意見として申し上げたいと思います。

以上でございます。

●議長

- ・ただいまの委員の発言について、事務局から何かありますか。

●事務局

- ・御意見ありがとうございます。

御指摘のように、それぞれの事情によって、昨年、一昨日とそれぞれの市町の料金と、それから一般的な制度と考えられます高松の料金との比較において、上がる下がる、そういった資料をお示したところでございますけれども、同じ市町の中でも上がる方々

もおれば、一方で下がる方もおいでということ、なかなか一概に上がるとか下がる  
とかは非常に言いかねにくい状況になっております。

それだけになかなか 16 の料金を統一していくということになりますと、色々な御意見  
が出てくるということは十分想定されることとなりますので、スケジュールのところ  
で御説明申し上げておりますように、手順を踏んで、なおかつ審議会等も活用して、透  
明性が確保された形で進めてまいりたいと思います。

当然、その過程において、この運営協議会の場でありますとか、それから企業団議会の  
場、また必要があれば、それぞれの市町議会においても説明するようなことも必要かと  
思っておりますので、是非市長さん、町長さんのお力添え、御理解も頂きながら、しっ  
かりと取り組んでまいりたいと思います。

御指示を踏まえて対応して参りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

●議長

・私からも今、委員さんが言われたように、上がるところは特に「何で？」ということに  
なると思います。一緒になったということにもう一度戻って、中期的・長期的な意味合  
いや、香川県全体の県民負担という観点での説明など、色々な観点から納得いただける  
ようなことを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

・ほかに御意見、御質問はございませんか。

(意見なし)

では、御意見等も無いようですので、以上といたします。

・委員の皆様の御協力により、本日の協議会が円滑に終了できましたこと、御礼申し上げ  
ます。

●司会 閉会